

## 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（案）

### 1 改正理由

国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）の一部改正は、令和5年4月1日の施行に向けて準備が進められております。

このため本市においては、関係する条例について、所要の改正が必要となります。

### 2 主な改正内容

基準省令を参酌すべきものについて、当該省令のとおり規定します。

なお、基準省令の改正内容は、今後、変更となる可能性があることから、本市が定める規定についても変更となる場合があります。

項目	改正の内容
安全計画の策定等	放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全確保を図るため、事業所設備の安全点検、事業所での日常生活や、事業所外活動等における安全に関する指導や職員研修等を計画的に実施するための安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこととする。 (1年間の経過措置期間を設ける。)
業務継続計画の策定等	放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないこととする。
衛生管理等	放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないこととする。
自動車を運行する場合の所在の確認	放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認しなければならないこととする。

### 3 施行期日

令和5年4月1日